

(5) 在宅型テレワーカーの数

(要旨)

(指標の有効性)

行動指針において、多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現に関する社会全体の目標として、「在宅型テレワーカーの数」について平成 27 年に 700 万人とする数値目標が設定されている。在宅型テレワーカーの数の実績をみると、平成 23 年には約 490 万人であったものが 24 年には約 930 万人となっており、目標年より 3 年早く数値目標の水準を超えている。

今回、「在宅型テレワーカーの数」について、指標の有効性の観点から調査した結果、次のような状況がみられた。

行動指針において、数値目標は、「新たな情報通信技術戦略工程表」（平成 22 年 6 月 22 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部。以下「工程表」という。）の数値目標との整合性が取られている。工程表に基づき実施されている「テレワーク人口実態調査」（国土交通省）は、テレワークに関する意識・実態等を継続的に把握するものであり、在宅型テレワーカーの数は、勤務先におけるテレワークに係る制度の有無にかかわらず、実際に ICT（情報通信技術）を利用して自宅で仕事を行っている者の数が把握されている。

一方、行動指針においては、多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現に向けて、国の取組として、テレワークなど多様な働き方を推進すること、企業、働く者の取組として、テレワークなど個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度の整備等を進めることとされている。

このため、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する指標としては、子育て期等の各段階に応じた多様で柔軟な働き方を可能とする等のため、勤務先におけるテレワークに係る制度に基づき自宅で仕事を行っている者の数等について把握する必要があると考えられる。

以上のことから、多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現に向けて、現状についてよりきめ細かな把握・検証に資するため、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等を参考指標に設定するとともに、平成 27 年以降の政策効果を的確に把握・検証するため指標の見直しを行う必要があると考えられる。

ア 制度の概要

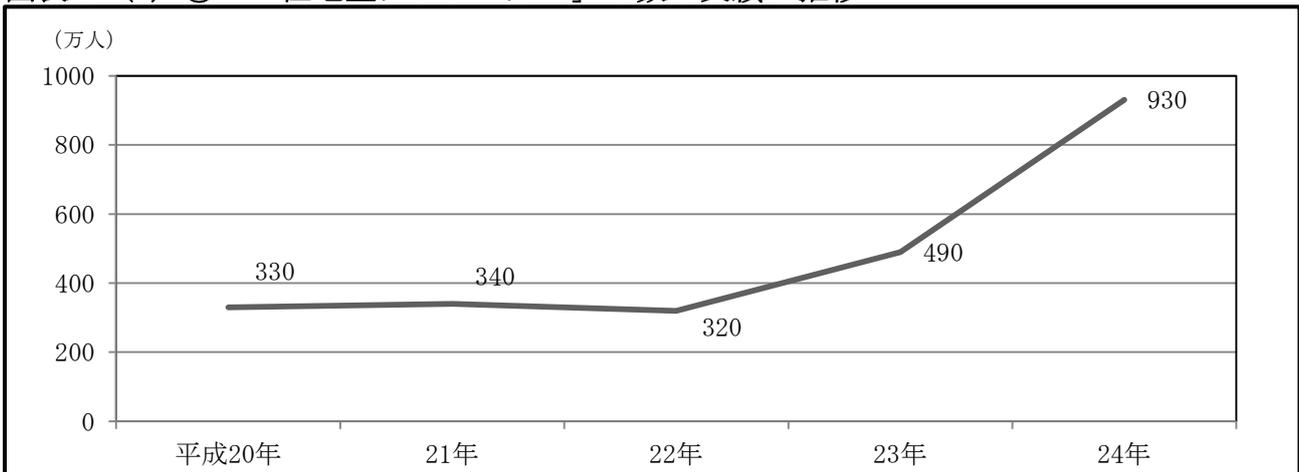
行動指針において、多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現に関する社会全体の目標として、「在宅型テレワーカーの数」の数値目標が設定されている。

在宅型テレワーカーの数の数値目標は、工程表の数値目標と整合性が取られており、平成 27 年に 700 万人とされている。

このため、行動指針における「在宅型テレワーカーの数」は、工程表に基づき実施しているテレワーク人口実態調査で把握した在宅型テレワーカー数が用いられている。

在宅型テレワーカーの数の実績は、図表 2-(5)-①のとおり、平成 23 年は約 490 万人であったものが 24 年には約 930 万人となっており、目標年より 3 年早く数値目標の水準に達している。

図表 2-(5)-① 「在宅型テレワーカー」の数の実績の推移



(注)「テレワーク人口実態調査」(国土交通省)に基づき当省が作成した。

イ 把握する内容及び手法

指標である「在宅型テレワーカーの数」について、多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現に向けた指標の有効性の観点から、当該指標が在宅型テレワーカーの数を把握・検証するための的確なものとなっているかについて把握・分析した。

ウ 把握結果

- ① テレワーク人口実態調査は、工程表に基づき、テレワークに関する意識・実態等を継続的に把握するものであり、在宅型テレワーカーの数は、勤務先におけるテレワークに係る制度の有無にかかわらず、実際に ICT を利用して自宅で仕事を行っている者の数が把握されている。具体的には、i) ふだん収入を伴う仕事を行っている、ii) 仕事で電子メールなどの ICT を使用している、iii) ICT を利用する仕事場所が複数ある、又は 1 か所だけの場合は自分の所属する部署のある場所以外である、iv) 自分の所属する部署以外で仕事を行う時間が 1 週間当たり 8 時間以上である、v) 自宅で 1 分以上 ICT を利用して仕事をしているという要件を全て満たす者が在宅型テレワーカーとされている。
- ② 一方、行動指針においては、多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現に向けて、国の取組として、テレワークなど多様な働き方を推進すること、企業、

働く者の取組として、テレワークなど個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度の整備等を進めることとされている。

このため、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する指標としては、子育て期等の各段階に応じた多様で柔軟な働き方を可能とする等のため、勤務先におけるテレワークに係る制度に基づき自宅で仕事を行っている者の数等について把握する必要があると考えられる。

以上のことから、多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現に向けて、現状についてよりきめ細かな把握・検証に資するため勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等を参考指標に設定するとともに、平成27年以降の政策効果を的確に把握・検証するため指標の見直しを行う必要があると考えられる。

(要旨)

(施策・事業の効率性)

厚生労働省のテレワーク普及促進対策事業及び国土交通省のテレワークの普及推進事業において、テレワークを推進するため、企業等を対象としたセミナー等を開催し、普及啓発等の取組を行っている。

今回、両省のセミナー等の開催状況等について、指標である「在宅型テレワーカーの数」に関する施策・事業の効率性の観点から調査した結果、次のとおりであった。

- ① テレワークの推進に当たって、i) 厚生労働省は、適正な労働条件下でのテレワークの推進の観点から、ii) 国土交通省は、都市部への人口・機能の集中による弊害の解消及び地域活性化の観点から、それぞれセミナー等を開催している。
- ② しかし、両省のセミナー等の開催状況をみると、i) 同じ地域で開催されているものもあること、ii) これらのセミナー等を共催とした場合、セミナー等の参加者は、それぞれの政策目的に基づいた講演内容（「テレワーク実施時の労務管理上の留意点」、「ワークスタイルの変化と働く場の多様化」）の聴取が可能となり、参加者にとって、より効果的なものになると考えられる。

以上のことから、両省が開催しているセミナー等を共催とするなど、より効率的な実施方法等を検討する余地があったと考えられるが、調査対象とした国土交通省のテレワークの普及推進事業のうち、セミナー等の開催については、平成25年度から廃止されることとなった。

エ 制度の概要

ロジック・モデルを作成した結果から、指標である「在宅型テレワーカーの数」に対し影響を及ぼすと考えられる国の施策・事業のうち、厚生労働省のテレワーク普及促進対策事業及び国土交通省のテレワークの普及推進事業は、企業等を対象にテレワークの推進に関するセミナー等を開催しており、在宅型テレワーカーの数の増加に寄与するものであると考えられることから、これらの事業を調査対象とした。

(7) テレワーク普及促進対策事業

厚生労働省は、高齢者や障がい者などの社会参加の促進、子育てや介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域活性化等に資するテレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進することを目的として、平成20年度から、テレワーク普及促進対策事業を実施している。その事業内容は、テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図ることや、テレワーク導入事業場による成功事例の紹介等を行うセミナー等の開催となっている。

(イ) テレワークの普及推進事業

国土交通省は、大都市圏の通勤混雑や一極集中などの課題について、国として広域的な視点で取り組むとともに、政府が推進するワーク・ライフ・バランス、男女共同参画型社会、高齢者・障がい者の社会参画等を着実に推進することを目的として、平成 18 年度から、テレワークの普及推進事業を実施している。その事業内容は、大都市圏におけるテレワークの普及・推進を図るため、テレワークの普及啓発活動の一環として、シンポジウム、出前セミナー等を開催することなどとなっている。

オ 把握する内容及び手法

テレワーク普及促進対策事業及びテレワークの普及推進事業の両事業について、指標である「在宅型テレワーカーの数」に関する施策・事業の効率性の観点から、セミナー等の開催状況等について、実地調査により把握・分析した。

カ 把握結果

厚生労働省及び国土交通省における、テレワーク推進のためのセミナー等の開催状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

- ① 厚生労働省は、平成 20 年度から、図表 2-(5)-②のとおり、全国 7 か所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島及び福岡）において、主に企業や労働者等を対象としたセミナーを開催しており、平成 23 年度の参加者は計 632 人となっている。当該セミナーの主な内容は、図表 2-(5)-③のとおり、テレワークを導入する際の労務管理や健康管理上の留意点、企業における労務管理の具体的な実践事例の紹介等についての講演となっている。

なお、セミナーの開催に当たっての他府省との連携状況をみると、セミナーの周知に際して、経済産業省が企業向けに配信しているメールマガジンなどを活用している。

- ② 国土交通省は、平成 18 年度からシンポジウム等を開催しており、平成 23 年度は図表 2-(5)-②のとおり、全国 4 か所（東京、横浜、川崎及び奈良）において、主に企業等を対象としたシンポジウム、出前セミナー等を延べ 14 回開催し、計 311 人が参加している。シンポジウムの主な内容は、図表 2-(5)-③のとおり、都市部への人口・機能の集中による弊害の解消と地域活性化といった観点から、テレワークの効果、課題などについて、講演及びパネルディスカッションを実施している。

また、出前セミナーは、企業、団体等からの要請に基づき、各企業等のニーズに合わせてテーマを設定した上で、テレワークの専門家を派遣するもので、その内容は、i) テレワークの効果・効用、ii) テレワーク導入のプロセス、iii) テレワー

クの現状と今後などとなっている。

なお、シンポジウム等の開催に当たって、他府省との連携状況をみると、平成22年度には総務省と共催でシンポジウムを開催している。

図表2-(5)-② 厚生労働省及び国土交通省におけるテレワークの推進に関するセミナー等の開催状況

区分	厚生労働省		国土交通省	
	回数(参加者数)	開催場所	回数(参加者数)	開催場所
平成20年度	セミナー：7回 (562人)	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡	シンポジウム：1回 (109人)	東京
21年度	セミナー：7回 (502人)	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡	シンポジウム：2回 (260人)	東京、大阪
			出前セミナー：10回 (390人)	東京、佐賀、埼玉、名古屋 (東京7回、他1回)
22年度	セミナー：7回 (584人)	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡	シンポジウム：2回 (184人)	東京、大阪
			出前セミナー：10回 (210人)	東京、千葉、名古屋、大阪、埼玉、広島、愛媛(東京4回、他1回)
23年度	セミナー：7回 (632人)	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡	シンポジウム：1回 (100人)	東京
			セミナー：7回 (91人)	東京
			出前セミナー：6回 (120人)	東京、奈良、横浜、川崎(東京2回、横浜2回、他1回)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 出前セミナーの開催場所は、対象とした企業等の所在する都道府県名等を記載した。

図表2-(5)-③ 厚生労働省及び国土交通省におけるテレワークの推進に関するセミナー等の概要

省庁名	種類	概要(講演内容等)
厚生労働省	セミナー	講演：「ワーク・ライフ・バランスとテレワークの必要性」、「震災後、なぜテレワークは注目されているのか～テレワーク(在宅勤務)導入の最新情報」、「テレワーク実施時の労務管理上の留意点」、「日本アイ・ビー・エムにおけるテレワーク」
国土交通省	シンポジウム	講演：「知的生産性向上のためのテレワークの取り組み」、「中小企業によるテレワークの実践」等
	セミナー	講演：「ワークスタイルの変化と働く場の多様化」、「事業継続とテレワーク」、「企業テレワークの動向」等
	出前セミナー	企業及び団体等からの要請に基づき、各企業等のニーズに合わせてテーマを設定し、その内容について説明。例えば、①テレワークの普及が進む背景、②テレワークとは、③テレワークの効果・効用、④テレワーク導入のプロセス、⑤テレワーク導入とセキュリティ対策、⑥テレワークの現状、⑦テレワークの今後など。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 講演内容は、平成23年度に実施されたものの例である。

両省のセミナー等の開催状況をみると、i) 同じ地域で開催しているものもあること、ii) 両セミナーを共催とした場合、セミナー等の参加者は、それぞれの政策目的

に基づいた講演内容（「テレワーク実施時の労務管理上の留意点」、「ワークスタイルの変化と働く場の多様化」）の聴取が可能となり、参加者にとって、より効果的なものになると考えられることから、両省が開催しているセミナー等を共催とするなど、より効率的な実施方法等を検討する余地があったと考えられるが、調査対象とした国土交通省のテレワークの普及推進事業のうち、セミナー等の開催については、平成25年度から廃止されることとなった。